

より益金の額に算入された金額を含む。」がある場合には、「」に改め、「とする」を削り、同条第七項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「（当該法人の同日前十年以前に終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日前十年以前に終了した連結事業年度）」、「（以下この項において「被合併法人等」という。）」及び「（当該被合併法人等の同日前十年以前に終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日前十年以前に終了した連結事業年度）」を削り、同条第八項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」を削り、同条第九項中「又は第六十八条の五十五第一項」を削り、「次に掲げる場合に該当することとなつた」を「青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした後再び青色申告書の提出の承認を受けた」に、「該当することとなつた後」を「承認を受けた後」に、「で第一項」を「で同項」に、「第一号の」を「その」に、「若しくは同号の」を「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）又はその」に改め、「又は第二号の承認の取消の日を含む事業年度開始の日」を削り、同項各号を次のように改める。

一 通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合、その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二 通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第五十七条の五第十項中「（同項の規定の適用を受けた事業年度前に当該法人が第六十八条の五十五第九項の規定の適用を受けている場合には、同項の規定の適用を受けた最初の連結事業年度終了の日後当該最初の事業年度開始の日の前日までの間に同条第六項から第九項までの規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「前項第一号」を「同項」に、「若しくは同号」を「又は同項」に改め、「又は同項第二号の承認の取消しの日」を削り、同条第十一項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同条第十四項中「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」を「第五十五条第十

項、第十一項及び第十二項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十五項前段に規定する場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十項及び第十一項中「適格合併」とあるのは「合併」と、同条第十二項前段中「適格合併」とあるのは「合併」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の五第六項及び第七項」と読み替えるものとする。

第五十七条の五第十五項中「第五十五条第十四項、第十五項前段、第十六項及び第十七項前段」を「第五十五条第十三項、第十四項前段、第十五項及び第十六項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十五第十六項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十四項中」を「同条第十三項中」に、「同条第十五項前段」を「同条第十四項前段」に、「又は第七項」と、同条第十六項を「及び第七項」と、同条第十五項」に改め、「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十五第十六項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「を削り、「同条第十七項前段」を「同条第十六項前段」

に、「又は第七項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八條の五十五第十六項において準用する第六十八條の四十三第十二項」を「及び第七項」に改め、同条第十六項中「第五十五條第十八項、第十九項前段、第二十項及び第二十一項前段」を「第五十五條第十七項、第十八項前段、第十九項及び第二十項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八條の五十五第一項の異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八條の五十五第十七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五條第十八項中」を「同条第十七項中」に、「同条第十九項前段」を「同条第十八項前段」に、「又は第七項」と、同条第二十項を「及び第七項」と、同条第十九項に改め、「第六十八條の四十三第十五項」とあるのは「第六十八條の五十五第十七項において準用する第六十八條の四十三第十五項」と、「を削り、「同条第二十一項前段」を「同条第二十項前段」に、「又は第七項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十五項」とあるのは「第六十八條の五十五第十七項において準用する第六十八條の四十三第十五項」を「及び第七項」に改める。

第五十七條の六第三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八條の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）」を削り、「第一項に」を「同項

に」に改め、「その日において同条第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金の金額（以下この項において「連結異常危険準備金の金額」という。）がある場合には当該連結異常危険準備金の金額を含むものとし、」、「（同条第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」及び「（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。次項において「前事業年度等」という。）」を削り、「（第六十八條の五十六第四項の規定又は同条第六項において準用する第六十八條の五十五第九項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする」を削り、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八條の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金を含む。）」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「（当該法人の同日前十年以前に終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日前十年以前に終了した連結事業年度）」、「（以下この項において「被合併法人等」という。）」及び「（当該被合併法人等の同日前十年以前に終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日前十年以前に終了した連結事業年度）」を削り、同条第五項中「（第六十八條の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る

異常危険準備金を含む。」を削り、同条第六項中「又は第六十八条の五十六第一項」を削り、「若しくは」を「又は」に、「し、又は法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された後」を「した後再び」に、「で第一項」を「で同項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十項中「第六項から前項まで」とあるのは、「次条第三項から第五項まで及び前項」と読み替えるものとする。

第五十七条の六第七項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同条第十項中「第五十条第十一項及び第十二項」を「第五十五条第十項及び第十一項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十六第十一項に規定する原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十三項前段」を「同条第十二項前段」に改め、

「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十六第十一項に規定する原子力保険に係る保険契約の全部を移転した場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十項及び第十一項中「適格合併」とあるのは「合併」と、同条第十二項前段中「適格合併」とあるのは「合併」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の六第四項」と読み替えるものとする。

第五十七条の六第十一項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）」、「（同条第十二項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該分割承継法人の当該分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の異常危険準備金の金額）」を削り、同条第十二項中「第五十五条第十五項前段及び第十七項前段」を「第五十五条第十四項前段及び第十六項前段」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項前段」を「同条第十四項前段」に改め、「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十六第十二項」と、「を削り」、「同条第十七項前段」を「同条第十六項前段」に改め、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十六第十二項」とを削り、同条第十三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含む。）」、「（同条第十四項前段に規定する場合を除く。）」及び

「(当該被現物出資法人の当該現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の異常危険準備金の金額)」を削り、同条第十四項中「第五十五条第十九項前段及び第二十一項前段」を「第五十五条第十八項前段及び第二十項前段」に、「同条第二十項」を「同条第十九項」に、「同条第十九項前段」を「同条第十八項前段」に改め、「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の五十六第十四項」と、「」を削り、「同条第二十一項前段」を「同条第二十項前段」に改め、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の五十六第十四項」とを削る。

第五十七条の七第一項第二号を次のように改める。

二 空港用地整備債務の額から、当該適用事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額(その日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第四項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を控除した金額

第五十七条の七第四項中「(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空

港用地整備準備金を含む。」及び「積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合に
は、その末日を含む連結事業年度。」を削り、「「基準事業年度等」を「「基準事業年度」に、「前事業
年度等」を「前事業年度」に、「基準事業年度等」を「基準事業年度」に改め、同条第五項中「（連結
事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。」を削
り、同項第四号中「次項及び第七項」を「及び次項」に改め、同条第六項中「（連結事業年度において
積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。」を削り、「あつた日」
の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第十項及び第
十一項」を「第九項及び第十項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 通算親法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その通知
を受けた日

二 通算親法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場
合 その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承
認の効力を失つた日のいずれか遅い日

第五十七條の七第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十六條第六項」を「第五十六條第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第五十五條第十一項から第十三項まで」を「第五十五條第十項から第十二項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八條の五十七條第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）」及び「（第六十八條の五十七條第八項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五條第十二項」を「同条第十一項」に改め、「第六十八條の四十三條第十項」とあるのは「第六十八條の五十七條第八項において準用する第六十八條の四十三條第十項」とを削り、「第五十七條の七第四項」を「同条第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十項中「第五十五條第十四項から第十七項まで」を「第五十五條第十三項から第十六項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八條の五十七條第一項の関西国際空港用地整備準備金を含む。）」及び「（第六十八條の五十七條第十項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五條第十項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、「第六十八條の四十三條

十二項」とあるのは「第六十八条の五十七第十項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「を削り」、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改め、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十七第十項において準用する第六十八条の四十三第十二項」とを削り、「第五十七条の七第四項中」を「同条第四項中」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第九項」を「第八項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第五十七条の七の二第一項第二号を次のように改める。

二 累積限度基準額から、当該適用事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額（その日までに第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

第五十七条の七の二第三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項中部国際空港整備準備金を含む。）」及び「積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その末日を含む連結事業年度。」を削り、「「基準事業年度等」を「「基準事業年度」に、「前事

業年度等」を「前事業年度」に、「基準事業年度等の」を「基準事業年度」に改め、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）」を削り、同項第四号中「次項及び第六項」を「及び次項」に改め、同条第五項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第九項及び第十項」を「第八項及び第九項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 通算親法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その通知を受けた日

二 通算親法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日のいずれか遅い日

第五十七条の七の二第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十五条第十一項から第十三

項まで」を「第五十五条第十項から第十二項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第二項の中部国際空港整備準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十七の二第七項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十二項」を「同条第十一項」に改め、「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三第十項」と、「第三第十項」を「同条第十二項」に改め、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」とを削り、「第五十七条の七の二第三項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第五十五条第十四項から第十七項まで」を「第五十五条第十三項から第十六項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十七の二第九項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第九項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「を削り、同条第十七項」を「同条第十六項」に改め、「同項」とあるのは「これ

らの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第九項において準用する第六十八条の四十三第十二項」とを削り、「第五十七条の七の二第三項中」を「同条第三項中」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第八項」を「第七項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とする。

第五十七条の八第三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」、「その日において当該準備金設定特定船舶に係る第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金の金額（以下この項において「連結特別修繕準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特別修繕準備金の金額を含むものとし、」、「（同条第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」及び「（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。次項において「前事業年度等」という。）」を削り、「（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、」に改め、「とする」を削り、同条第四項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「（同日を含む事業年度が

連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度」を削り、同条第五項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」を削り、同項第五号中「次項及び第七項」を「及び次項」に改め、同条第六項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第十二項、第十三項及び第十五項」を「第十一項、第十二項及び第十四項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二 通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第五十七条の八第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「第五十五条第十一項から第十三項まで」を「第五十五条第十項から第十項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十八第十一項前段に規定する場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十二項中「第三項の」とあるのは「第五十七条の八第四項の」と、「第三項中」とあるのは「同条第四項中」と読み替えるものとする。

第五十七条の八第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十項」を「第九項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」、「（同条第十二項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別修繕準備金の金額）」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第五十五条第十五項から第十七項まで」を「第五十五条第十四項から第十六項ま

で」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十四項中「第三項」とあるのは「第五十七条の八第四項」と、同条第十六項中「第三項の」とあるのは「第五十七条の八第四項の」と、「第三項中」とあるのは「同条第四項中」と読み替えるものとする。

第五十七条の八第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十項」を「第九項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」、「（同条第十四項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別修繕準備金の金額）」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第五十五条第十九項から第二十一項まで」を「第五十五条第十八項から第二十項まで」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十八項中「第三項」とあるのは「第五十七条の八第四項」と、同条第二十項中「第三項の」とあるのは「第五十七条の八第四項の」と、「第三項中」とあるのは「同条第四項中」と読み替えるものとする。

第五十七条の八第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第九項」を「第八項」に、「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十六項とする。

第五十七条の九第一項中「第四十二条の四第八項第八号」を「第四十二条の四第十九項第八号」に、「適用除外事業者（次項）」を「適用除外事業者（以下この条）」に、「該当するものを」「該当するもの（通算法人の各事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合には、当該通算法人を含む。）を」「に、「連結完全支配関係」を「同法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係」に、「連結法人」を「他の法人」に、「同条第二項」を「同法第五十二条第二項」に改め、同条第二項中「ものを」を「もの（通算法人の各事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合には、当該通算法人を含む。）を」に改める。

第五十八条第三項中「次条第四項」を「次条第五項」に改め、同条第四項中「（第六十八条の六十一第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを含む。）」及び「（当該法人の当該各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項におい

て「前事業年度等」という。）」を削り、「当該各事業年度終了の日において同条第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額（以下この項において「連結探鉱準備金等の金額」という。）がある場合には当該連結探鉱準備金等の金額を含むものとし、当該各事業年度終了の日」を「その日」に、「（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等」を「又は前事業年度」に、「（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には」、「に改め、「とする」及び「連結探鉱準備金等の金額にあつては、その積み立てられた連結事業年度。」を削り、同条第五項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）」を削り、同項第四号中「次項及び第七項」を「及び次項」に改め、同条第六項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第十一項から第十三項まで」を「第十項から第十二項まで」に改め、同項に次の各号を加える。

一 通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二 通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合
その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第五十八条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）」及び「（第六十八条の六十一第十項前段に規定する場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十二項前段中「第三項」とあるのは、「第五十八条第四項」と読み替える